令和3年度 神石高原町職員再任用の募集について

1 再任用制度とは

雇用と年金を確実に接続するため、定年退職する職員が老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢に達するまでの間、再任用を希望する者について任用し、公務で働く意欲と能力のある人材や職員として培ってきた知識と経験を最大限活用するための制度です。

2 再任用の内容

(1) 対象者(60歳以上の者)

地方公務員法第28条の4第1項及び神石高原町再任用に関する条例第2条により、次の者が対象となり、再任用を希望する者から選考により任用を決定します。

- ① 定年退職者
- ② 定年退職に準ずる者 25年以上勤務して退職した者であって、当該退職の日の翌日から起算して5 年を経過する日までの間にある者
- ③ ②に該当する者として再任用されたことがある者

(2) 任期

再任用の任期は、地方公務員法第28条の4第1項及び第2項の規定により4月 1日から翌年3月31日までの1年間を基本とし、任期の更新は更新直前の勤務 実績等を考慮の上、1年を超えない範囲内で行います。

任期の期限は、年金の報酬比例部分の支給開始年齢の引き上げスケジュールに合わせ、61歳から段階的に引き上げ、神石高原町再任用に関する条例第4条の規定により上限を65歳とします。(職員間の均衡を考慮して年度当初から公的年金の報酬比例部分の支給を受けることができない者とします。

【参考】60歳定年退職者の再任用が可能な期間と老齢厚生年金の関係

再任用上限年齢	65歳											
定年退職年度	28	29	30	31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
平成 2 7 年度(S30.4.2~S31.4.1)	61	62										
平成 2 8 年度(S31.4.2~S32.4.1)		61	62									
平成 2 9 年度(S32.4.2~S33.4.1)			61	62	63							
平成 3 0 年度(S33.4.2~S34.4.1)				61	62	63						
平成 3 1 年度(S34.4.2~S35.4.1)					61	62	63	64				
令和 2 年度(S35.4.2~S36.4.1)						61	62	63	64			
令和 3 年度(S36.4.2~S37.4.1)							61	62	63	64	65	
令和 4 年度(S37.4.2~S38.4.1)								61	62	63	64	65

注:年齢は、その年度内に到達する年齢を示す。

(3) 任用形態

任用形態は短時間勤務とし、選考により決定します。

勤務時間は、神石高原町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項によります。また、勤務形態は1日6時間、週5日勤務を基本としますが、業務の執行上、著しく支障があることが年度当初から想定される場合は、1日7時間45分、週4日勤務とすることができるものとします。(個人の都合による選択は原則として認められません。)

基本例

曜日	目	月	火	水	木	金	土	週時間
勤務時間	週休日	6:00	6:00	6:00	6:00	6:00	週休日	30:00
特例								
曜日	日	月	火	水	木	金	土	週時間
勤務時間	週休日	週休日	7:45	7:45	7:45	7:45	週休日	31:00

(4) 勤務内容及び採用予定者数

勤務内容は、退職前に得た知識や経験を生かすことができる職務を基本とし、選 考により配属します。

職種は町長部局、教育委員会事務局及び議会事務局における一般事務職、保健師職とし、勤務場所は本庁、支所又は共同調理場を予定しています。また、採用予定者数は、再任用が「可」とされた応募者と配属先のマッチングにより決定します。

配属先については、応募者が培ってきた知識と経験を最大限活用できる部署へ配属するよう努めますが、人事配置の都合等により応募者の意向に沿えない場合もあります。なお、再任用職員は退職前職員と同様の職責を有します。

(5) 給料

神石高原町職員の給与に関する条例別表に規定する給料表の再任用職員の欄の 給料月額を神石高原町職員の給与に関する条例第4条の2第1項の規定により算 出した額となります。

(短時間勤務の職員の給料月額=給料表の給料月額×1週間当たりの勤務時間数÷38 時間 45 分) 職務の級は、前職及び定年退職前在職年数の経験年数を考慮し決定します。

再任用職員の給料表(令和2年4月1日現在,単位:円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6 級
再任用職員	187, 700	215, 200	255, 200	274, 600	289, 700	315, 100
週 30 時間勤務の例	145, 316	166, 606	197, 574	212, 593	224, 283	243, 948

(6) 昇給

再任用職員に適用される給料表の号が1つとなっているため、神石高原町職員の給与に関する条例第5条第4項「職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。」との規定により、昇給はありません。

支給される手当は,通勤手当,特殊勤務手当,時間外勤務手当,休日勤務手当, 夜勤手当,管理職手当,期末手当,勤勉手当です。

「扶養手当」「単身赴任手当」「住居手当」については、これは国の運用と同様、長期継続雇用を前提にライフステージに応じた生計費の増加等に対処する目的で支給される生活関連手当や主として人材確保を目的とする手当は、制度の趣旨に鑑み支給されません。

定年退職後、引き続き再任用となった最初の期末・勤勉手当は、期末手当の在職期間及び勤務手当の勤務期間が、神石高原町の給与の支給に関する条例及び規則により、基準目前6か月以内の職員として在職した期間と規定されていることから、定年退職前の在職期間を含めて算出します。(同規則で国家公務員、他の地方公共団体に勤務する者又はそれらに準ずるものから引き続き職員になった場合の在職期間の算入についても規定。)

再任用職員の期末手当及び勤務手当の各基礎額に乗じる割合は、神石高原町職員の給与に関する条例第19条第3項及び第20条第2項第2号の規定により、次のとおりです。

(令和2年4月1日現在)

	6月	12月
期末手当	0.725月分	0.725月分
勤勉手当	0.45月分	0.45月分

(8) 休暇

年次休暇,病気休暇,特別休暇及び介護休暇は,神石高原町職員の勤務時間,休 暇等に関する規則に規定されているとおり定年退職前の職員と同様です。

年次有給休暇は、基準日となる1月1日の勤務形態に応じ、神石高原町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び規則に基づく日数が付与され、短時間勤務の職員の年次休暇日数は20日を超えない範囲で、その者の勤務形態に応じて次により算出します。

短時間勤務再任用職員の年次有給休暇日数 (1週間ごとの勤務時間日数及び1日ごと の勤務時間が同一の職員)

20日×1週間の勤務日の日数÷5日 ※勤務日1日毎の勤務時間をもって1日

※再任用職員の当該採用後の勤務が、退職以前の勤務と継続するものとされる者の、 当該採用年における年次有給休暇日数は、当該採用後の勤務と退職以前の勤務が 継続するものとみなした場合における日数となります。

(9) その他の身分・服務等

神石高原町職員倫理規程及び地方公務員法で定められている服務に関する規定 (信用失墜行為の禁止,秘密を守る義務,職務に専念する義務,政治的行為の制限,争議行為の禁止,営利企業等の従事制限等)並びに旅費,分限及び懲戒その他特に再任用職員に関する定めのないものは,定年前の職員と同様に適用されます。

(10) 医療保険等

短時間勤務の職員は、定年退職前の常勤職員の勤務時間及び所定勤務日数の3/4以上である場合は、健康保険と厚生年金が適用となります。これに該当しない場合は、広島県市町村職員共済組合の任意継続(短期)または国民健康保険の適用となります。

(11) 雇用保険

短時間勤務の職員は、週の勤務時間が20時間以上のため、雇用保険の加入となります。

(12) 再任用後の退職手当

再任用後の退職に係る退職手当は支給されません。

(13) 福利厚生

短時間勤務の職員は、協会けんぽの健康診断の対象となります。

(14) 公務上の災害

地方公務員災害補償法の対象となります。

(15) 人事評価

神石高原町人事評価制度の対象となります。

3 再任用申請手続き等

(1) 再任用の周知

令和2年11月中に,再任用希望の受付に関し,公開羅針盤電子メールおよび町ホームページにより周知します。また,必要に応じ,再任用希望者を対象に説明会を実施します。

(2) 再任用の申込み

再任用を希望する職員は、令和2年11月24日(火)から令和2年12月11日(金)までの間に再任用申込書を総務課へ提出してください。

(3) 再任用の選考

任用の可否は、町長が決定します。なお、選考にあたっては、面接及び退職前の 人事評価結果その他必要と認められる方法により行います。

(4) 再任用の選考結果

選考結果は、令和2年12月25日(金)までに再任用選考結果通知書により通知します。

(5) 再任用の辞退

定員管理の観点から、再任用決定後の辞退は、原則としてやむを得ない事由が生じた場合に限り認められます。再任用を辞退する場合は、再任用辞退願を速やかに総務課へ提出してください。

(6) その他

その他、ご不明な点は総務課へお問い合わせください。